

役員の内任年齢に関する規程

理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の役員の内任年齢を次のように定める。

（内任年齢の原則）

第 1 条 定款第 28 条に規定する理事及び監事（以下、「役員」という。）の内任年齢は原則として満 70 歳までとする。ただし、任期中に当該年齢に達したときは、任期満了をもって内任年齢到達日とする。

（適用除外）

第 2 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する非常勤役員については、前条の規定を適用しないものとする。

- (1) 本会役員となる際、会員による選挙を経ている者
- (2) 都道府県不動産鑑定士協会会長を務めている者

（特例措置）

第 3 条 第 1 条の規定にかかわらず、当該役員の内任年齢が本会の業務運営上特に必要であると認められる場合には、出席総会の承認を得て内任年齢を延長することができる。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。